

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730061

研究課題名(和文) 司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究

研究課題名(英文) A Comparative Research about a Clarification of Rehabilitation in Collaboration between Justice and Social work and about Due Process in Sentencing

研究代表者

森久 智江 (MORIHISA, Chie)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：40507969

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)： 犯罪をした人の「社会復帰」を支援するにあたり、司法と福祉が連携する際には、当事者たる犯罪をした人の「人間の尊厳」に基づき、原則、一般福祉において目指されるものと同様の生活再建が目指されるべきである。その際、福祉は司法の処分執行を担う一機関としてではなく、独立した福祉的目的を有する別個の機関として、その自律性を保持すべきである。

あるべき適正な量刑手続においては、行為者本人の「社会復帰」を企図した支援を保障すべく、犯罪行為の背後にある当事者の生活再建ニーズを明らかにするアセスメントが不可欠であり、そのための現行の社会資源の強化と、制度改革が必要である。

研究成果の概要(英文)： The 'Rehabilitation' in collaboration between Justice and Social work supporting offenders' social inclusion means same sense of that in Social work because of human dignity. In the collaboration, Social work must not as a function of imposing punishment but have autonomy as a independent subject of supporting persons to improve their quality of life.

It is vital that the criminal justice process has the assessment system of offenders' human rights-based needs, so we have to reform the criminal justice system and empower the current social resources.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：社会復帰 司法と福祉の連携 適正な量刑手続 生活再建 判決前調査 リスクアセスメント

1. 研究開始当初の背景

2000年代半ば以降、日本の刑事施設における刑務所内での高齢者、知的障害・身体障害・精神障害を有する被収容者の増加という問題提起により、司法(矯正・更生保護)と福祉の各分野の専門家による平成18(2006)～20(2008)年度厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(研究代表者・田島良昭)(以下、「田島班研究」と称する)が実施され、その成果を基に、平成21年度より、法務省においては、高齢・障害の受刑者処遇の充実を目的とした、PFI方式による刑事施設内での「特化ユニット」の設置、全矯正施設及び指定更生保護施設への社会福祉士(SW)の配置がなされた。また、厚生労働省においては、各都道府県事業として高齢・障害の出所者支援を行う「地域生活定着支援センター(以下、「定着支援センター」と称する)」の設置が全国43都道府県(平成23(2011)年6月現在)で行われ、平成23年末までに全都道府県での設置が完了した。

このような司法と福祉の連携施策は、従来「刑務所(自己)完結主義」(赤池一将「刑務所完結主義と民営化」刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ』(現代人文社、2008))と称され批判されてきた、司法(矯正・保護)領域のみを担い手とする施策ではなく、福祉領域との有機的連携をはかることを前提とした点で、歴史的にみても画期的施策であり、また、福祉領域にとっても「見えにくい要援護者の発見」という点で、その意義は大きい。

一方で、これらの施策が目前の問題状況への対応としての緊急性に迫られて開始されたことにより、実際の支援を行う中で、司法と福祉の間に「支援」の在り方に対する意識格差、あるいは「社会復帰」概念についての共通理解の不存在といった問題が顕在化していた。すなわち、制度運用上の問題の範囲を超え、制度理念のレベルでの課題が認識されていた。

2. 研究の目的

(1)問題提起—司法と福祉の連携における不明確な「社会復帰」理念

刑事施設で出所に際して特に福祉的支援を必要とする高齢・障害受刑者について、定着支援センターが福祉的環境調整を行う「特別調整」制度の運用において、調整対象者選定が刑事施設主導であり、純粋な福祉的ニーズに依拠できないこと、調整対象者に関する情報共有・把握が困難であること(専門性に基づくリテラシーの問題)、受入先となる社会福祉施設の無理解とキャパシティの少なさ(社会的資源の貧困)といった問題が指摘された(古川隆司「地域生活定着支援事業における専門職間連携—要援護性を中心に—」犯罪と非行165号(2010)等)。一方で、定着支援センターに寄せられる相談の中

に、高齢・障害者だけでなく、ホームレスや無職等の高齢・障害以外の福祉的ニーズを有する被疑者・被告人や出所者といった、定着支援センター設置時には想定されていなかった要援護者に対する支援機能を期待するものが多数含まれている実態が明らかにされた(日本司法福祉学会第12回全国集会(平成23(2011)年9月4日・於：関西福祉科学大学)第6分科会「犯罪者の社会復帰支援」における定着支援センター職員による現状報告等)。

定着支援センター設置当初より予定されていた、刑事司法制度における「出口」支援施策における～の諸問題は、一見、制度運用上の各論的課題であるかのように思われるが、「出口」支援の拡大にともなって生じた「入口」支援ニーズの顕在化という状況に照らすと、それは、そもそも日本の刑事司法制度において、犯罪行為者の「社会復帰」が国家刑罰賦課にともなう「恩恵的」なものとしてのみ考慮され、「『社会復帰』として何が目指されるべきなのか」という一貫した理念の不明確さを放置し、「社会復帰」のための福祉的支援に関する実効的施策を欠いていたことの証左であった。つまり、福祉領域(特に受け皿となる社会福祉法人)の調整対象者支援に対する無理解も、刑事司法制度の「閉じられた」連携に対する姿勢のみならず、共通理解の根底となる一貫した理念の欠如から生じた混乱にも原因があることが推測された。

また、被告人一般に対する量刑判断手続の在り方として、被告人個人の特性に応じた量刑を行うべく、量刑資料たる判決前調査報告書(pre-sentence report)の活用を検討する学問的動向が見られつつあったこと(国際犯罪学会第16回世界大会(平成23(2011)8月8日・於：神戸国際会議場)日本犯罪学会セッション「判決前調査の国際比較—合理的量刑のための制度的方策として」の実施等)からも、適切な「量刑の個別化」の包括的指針となる「社会復帰」概念の明確化が不可欠であった。

(2)本研究で明らかにしようとするもの

本研究は、司法と福祉の連携における「社会復帰」概念の明確化と「社会復帰」を視野に入れた量刑手続の在り方について、以下のような研究方針に基づいて検討した。

1955年国連犯罪防止会議における「国連被拘禁者処遇最低基準規則」採択以来、国際的な犯罪行為者の「社会復帰」概念については、「処遇の客体」としての受刑者という姿勢を改め、受刑者の「主体的な生活能力獲得のための社会的援助を中心とした社会復帰処遇」へと転換されたとされるが、日本においては、現行の被収容者処遇法・更生保護法においても、どのような「社会復帰」が目指されるべきなのか、単に「再犯を犯さない生活」なのか、それともより高いレベルの生活を目指すべきか、また、社会復帰ができたと

判断されるための指標になり得るものとは何か、といった問題は必ずしも明らかではない。このような「社会復帰」概念とその施策の歴史の変遷、及び福祉・司法それぞれの領域での「社会復帰」概念と施策を整理・検討し、福祉と司法の連携において目指されるべき「社会復帰」の理論的基礎の構築を目指した。

障害のある被疑者・被告人について、捜査段階から福祉機関が積極的に関与することにより、可能な限り刑事施設収容を回避し、社会内処遇による自立生活を営むための援助制度を充実させているオーストラリア・ビクトリア州においては、福祉と司法間の共通理解として、「2008年矯正局及びヒューマンサービス省・障害局間の共通理解(Protocol between Corrections Victoria and Disability Services, Department of Human Services 2008)」が作られている。この共通理解により、刑事司法に関与した障害者が福祉的サービスを受ける権利を確認し、刑事施設(刑事司法)において特に必要とされるサービス(たとえば、障害の特性について理解している「通訳者」としての福祉関係者との接触等)を、いつどの段階で、どの機関が責任を持って、どのように行うのかを明確にしている。このような共通理解の存在は、刑事司法の各段階において、切れ目なく一貫した援助が可能になること、そして各機関のこの問題に対する姿勢が明確になり、民間団体・民間施設との協力関係もより促進されやすくなるものと思われる。ゆえに、主にこの共通理解の内容と実際の運用状況から、ビクトリア州において障害のある被疑者・被告人の「社会復帰」がどのように構想されているのか、また、それが量刑(公判段階、場合によっては捜査段階を含め)にどのような影響を与えているのかを明らかにし、日本の司法と福祉の連携のよりよい在り方に資する共通理解、さらにはそれを浸透させるための制度構築の在り方を提案することを目指した。

(3) 本研究の特色・独創的な点

本研究の特色として、障害・高齢の犯罪行為者に対する現状の施策に限定して双方の連携の在り方を改善していくことを目指すのではなく、一般の犯罪行為者に対する適正な量刑手続と社会復帰の在り方をもその対象としつつ検討を行うことを企図した。このような視座に立って研究を行うことは、ひいては刑務所あるいは刑罰の社会的機能をどのようなものとして構想し、犯罪を行わない(行わずに済む)生き方や社会の在り方を、刑事政策・犯罪学がどのように現実化していくべきなのかといった現代的課題に取り組むことにも資するものである。

3. 研究の方法

(1) 実態調査

海外における実態調査

本研究では、主たる比較対象として、捜査

段階から福祉機関が積極的に関与することにより、可能な限り刑事施設収容を回避し、社会内処遇による自立生活を営むための援助制度を充実させているオーストラリア・ビクトリア州の福祉と司法の連携状況及び理念の共有状況を現地において詳細に調査した。主には、触法障害者に対する刑事訴訟手続段階の法的/社会的援助の実施方法、実施のための人的・物的施設についての実態調査、さらにその援助提供にあたっての共通認識の構築状況を中心に検討した。

また、その他の比較対象として、一般福祉の充実した国の一つとして知られるスウェーデンにおいて、特に、障がい有者を含めた犯罪行為者の就労支援を行う機関を中心に、一般福祉と、犯罪をした人の社会復帰支援の関係について調査を行った。

国内における実態調査

当事者の視点から見た社会復帰の意味について、犯罪行為者の社会復帰について、当事者の視点からグループワークを行う島根あさひ社会復帰促進センター(島根県浜田市)において、実際のユニットにおけるミーティングにおいて講話を行い、ディスカッションに参加した。

また、司法と福祉・医療等の連携に関する実態調査として、実際に社会復帰支援を行う福祉関係者や、司法関係者からのヒアリングを行った。具体的には、法務省矯正局長、滋賀県地域生活定着支援センター、京都弁護士会、京都シェルター、国立のぞみの園、月形刑務所等での調査・聞き取りを行った。

(2) 文献研究

ビクトリア州をはじめとした諸外国で、司法と福祉の連携がどのように理論によってどう裏付けられ、そして何故発展してきたのかという理論的研究を実施した。触法障害者固有の適正手続保障に関する議論についても整理を行った。

また、主にオセアニア地域で犯罪行為者の「社会復帰」理論として浸透しつつある T. Ward 教授の「Good Lives Model(よき人生モデル)」をはじめ、刑事司法に関与した触法障害者の自律的な「社会復帰」の理念について理論化されたものに関しても調査・検討しながら、犯罪行為者一般の「社会復帰」の構想を試みた。同時に、日本における犯罪行為者の「社会復帰」概念がいかに観念されてきたのか、その理論的変遷について検討を行った。

(3) 研究の検討・報告及び成果の公表

国内での検討・報告及び公表

継続的に社会内処遇や刑務所医療について検討を行っている刑事立法研究会に参加し、定期的に研究報告・検討を行うとともに、PandAJによるカンファレンス、法と心理学学会、司法福祉学会、犯罪社会学会等において、報告や議論への参加を通じて、検討や成果公表を行った。

また、よりそいネットおおさか等の社会福

社法人や、人権講座における研修においても、司法と福祉の連携についての講演を実施し、研究成果を地域へフィードバックするとともに、さらに研究成果に対する感想・意見等を得た。

なお、これらの報告・検討は、立命館法学、龍谷法学等の大学紀要、共著書籍の一部として公表した。

海外での検討・報告及び公表

2013年9月より現在に至るまで、オーストラリア・ビクトリア州のメルボルン大学において、一年間の在外研究を行っており、現地で犯罪行為者、特に障がいのある人の支援を行う民間団体 ACSO (Australian Community Support Organization) による大規模な定期カンファレンスへの参加や、ニューサウスウェールズ州・Wollongong 大学・Legal Intersections Research Centre において開催された「LIRC Symposium: Disability at the Margins: Vulnerability, Empowerment and the Criminal Law」への参加により、現地の司法と福祉の連携の現状の検討を行った。また、メルボルン大学において開催された Forensic Disability Seminar において、日本の司法と福祉の連携の現状及び問題点について報告を行い、参加者からフィードバックを得た。

4. 研究成果

(1) 福祉と司法の連携の現状

日本の連携のための制度についてはいまだ継続的発展過程にあり、定着支援センターが全都道府県において設置完了し、刑事施設への常勤の SW 配置、定着支援センターによる「入口支援」の拡大、さらには捜査段階における取調べにおける福祉専門家による助言・立会制度、検察における SW 配置による環境調整についても試行や制度構築が進められている。

一方、連携の実質における課題を見ると、本研究の目的(2(1))において挙げた問題点に加え、2(1)にも関連して、その支援対象が広がるにつれ、定着支援センター内部においても、また、実際に引き受けることとなる社会的資源(社会福祉法人等)にも深刻な不足が見られた。これは、物理的課題である以上に、資源となり得る社会福祉法人からすれば、司法と関わる福祉の在り方が問われる問題であることが明らかとなった。すなわち、福祉は刑事手続に参与した経験を有する要支援者に対して、どのような責任をどこまで負うべきなのか、また、司法は福祉に何を求めることができるのか、という問題である。

(2) 司法と福祉における「社会復帰」

犯罪行為者処遇における国際的潮流として、「社会復帰」はその意義を、他律的処遇によるものではなく、行為者の自律的「社会復帰」を企図するものとして、徐々に明確にされてきた。1987年の欧州刑事施設規則はその基本原則として「人間の尊厳」に基づく

処遇を明記し、「社会防衛」のための他律的処遇を否定した。

しかし、日本においては、被収容者処遇法において処遇の原則としての「社会復帰」を置きながら、一方で改善指導等の処遇強制を認めており、その姿勢に一貫性がない。従来受刑者固有の「社会復帰」権の有無に関する議論には、そもそも犯罪をしたことで初めて生じ得る権利を観念するという点で限界があり、「社会復帰」の実質は、まさしく「人間の尊厳」に基づく、より一般的に追求されるべき人間の権利の一環として観念しなければならない。犯罪をしたということは、その権利の侵害状況を顕在化させる契機に過ぎず、理論的には、その保障にあたって、犯罪行為への責任や再犯防止が制約事由にはなりえない。「社会復帰」として原則目指されるべきものは、一般福祉が目指す全人格的支援であり、

(3) 諸外国の現状からの示唆

比較対象として検討したオーストラリア・ビクトリア州においては、近年、子どもを対象とする性犯罪行為者への対応をはじめとして、政権交代の影響もあり、社会内処遇命令の強化や刑の執行猶予の一部廃止等、厳罰化政策が採られている現状にある。従来、触法障害者の刑事手続に SW が関与し、判決前調査制度とは別個の福祉的観点からのアセスメントが行われ、社会内処遇段階においても、DHS が所管する施設で処遇が行われる等、司法と福祉との連携が密に行われてきた同州において、厳罰化は「福祉の司法化」を求めることに繋がっている。実際に、DHS が所管する触法障害者の生活施設が刑務所類似の厳しい保安を求められるようになる等、その影響は顕在化している。

しかし、実際のアセスメントや支援の現場において、「犯罪をした」ということが、クライアントの生活支援やニーズの考慮において、その他一般の要支援者と比して大きな差異を生むことはほとんどなく、支援者にとっては、現政府以前の状況と実態としては変わらないとされる。この点は、スウェーデンにおいても同様で、犯罪をした人への生活再建支援が困難であることは確かであるものの、それは犯罪をしたという点以上に、行為以前から抱えているニーズの複雑さによるものである。犯罪行為者処遇について、理論的には、「社会復帰」に向けた人権に基づくアプローチ (Human Rights-based Approach) は明確である。現在の実務的課題はむしろ、政策的に求められる再犯防止への要求と、実際の「社会復帰」を企図した支援に有効なものをいかに説明していくか、その説明原理に苦慮する様子が窺えた。この点は、日本においてもいずれ、より可視化された問題となるものと思われる。

(4) 「社会復帰」支援のための制度構想

現在の日本における司法と福祉の連携においては、そもそも行為者の「社会復帰」の

ために必要なものを「認識」するためのアセスメント体制が不十分であり、そのアセスメントにおいての基準の確立も不明確である。前述の通り、ビクトリア州では、判決前調査とは別個に、本人のニーズや障害をもとに、今後の生活再建に向けた提案を含む支援計画書の提出が行われている。このようなアセスメントは「社会復帰」支援を保障するために不可欠であろう。

また、「社会復帰」支援において、福祉機関が負うべき責任は、飽くまでも本人の生活再建であり、再犯防止ではないこと、福祉機関は司法による処分執行の下請け機関ではなく、独立性をもって支援を行う別個の主体であることを明確にする必要がある。現行の定着支援センターで行われている資源の不足への対応として、財政的手当や法的な存立基盤の明確化を含めた定着支援センターの基盤強化が必要であることは確かであるが、定着支援センターの設置根拠を法的に整備する際には、司法からの独立と、その責任範囲の明確化についても、原則として規定すべきであろう。

(5) 残された課題

残念ながら、本研究期間中に開催を模索していた、日本でのビクトリア州実務家・研究者を招いたシンポジウムは、先方のスケジュール等もあり、実現には至らなかった。しかし、研究代表者自身の在外研究期間は2014年9月まで継続しており、今後は、社会内処遇に際してのニーズやリスクに関するアセスメント、特に、障がいのある犯罪行為者に対するアセスメントについて、法的にどのような課題があるのかという点も含め、研究を行い、その領域にかかる専門家の招聘も模索したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

森久智江、Samhall 社調査報告(特集: 刑事司法と福祉の連携に関する調査研究(スウェーデン)報告) 龍谷法学 46 巻 3 号、124-132 頁、2014、査読なし、<http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/handle/10519/5274>

森久智江、Krami 調査報告(特集: 刑事司法と福祉の連携に関する調査研究(スウェーデン)報告) 龍谷法学 46 巻 3 号、109-123 頁、2014、査読なし、<http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/handle/10519/5265>

森久智江、刑の一部執行猶予制度に関する一考察、立命館法学 345・346 号、84 4-870 頁、2013、査読なし、<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/12-56/2012-56.htm>

森久智江、犯罪行為者の社会復帰におけ

るソーシャル・インクルージョンの意義、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報 1 号、163-165 頁、2012、査読なし

〔学会発表〕(計5件)

森久智江、Victoria における社会内処遇の動向、刑事立法研究会社会内処遇班、2014 年 3 月 16 日、九州大学(福岡市)
Chie Morihisa, The Forensic Disability Service in Japan, Seminar on Professional Development in Forensic Disability, 2013/12/13, The University of Melbourne (Victoria, Australia)

森久智江、定着支援センター今後の展開と問題点、刑事立法研究会、2013 年 7 月 20 日、龍谷大学(京都市)
森久智江、刑の一部執行猶予制度に関する理論的問題点と実務にもたらし得る『効果』、パネリスト、日本犯罪社会学会第 39 回大会テーマセッション「刑の一部執行猶予～制度導入による現場への影響」、2012 年 10 月 27 日、一橋大学国立キャンパス(国立市)

森久智江、高齢者/障害者の心理と法的问题—刑事司法制度における高齢者/障害者の現状から、パネリスト、法と心理学学会第 13 回大会ミニシンポジウム「高齢者/障害者の心理と法的问题」、2012 年 10 月 21 日、武蔵野美術大学鷹の台キャンパス(武蔵野市)

〔図書〕(計4件)

森久智江、障害者への支援のあり方、刑事立法研究会編『犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン』現代人文社、2014、発行確定

森久智江、桑山亜也、特別なニーズを有する被収容者、刑事立法研究会編『被収容者処遇法コンメンタール』現代人文社、2014、発行確定

森久智江、修復的司法、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房、2013、46-55 頁、371 頁

森久智江、オーストラリアにおける非拘禁的措置の現状と日本への示唆、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社、2012、324-334 頁、416 頁

〔その他〕(計5件)

森久智江、「累犯障害者、八尾で男児投げ落とし 福祉施設が解決金 和解」記事コメント、朝日新聞 2013 年 9 月 6 日

森久智江、日本の犯罪・刑罰の実態—刑務所はどうして高齢者や障がい者でいっぱいなのか—、第 44 回部落解放・人権夏期講座、2013 年 8 月 22 日、高野町中央公民館(和歌山県伊都郡高野町)

森久智江、更生保護の本質と刑の一部執行猶予制度の問題点、「よりそいネット

おおさか」2013年度総会、2013年5月28日、大阪府社会福祉会館（大阪市）
森久智江、日本における犯罪・刑罰と障がい者や高齢者、カフェ・トレランス 21 at 恵比寿「厳罰・排除」から「寛容」な社会への転換を語り合う、2012年7月11日、Ebisu Palette(東京都渋谷区)
森久智江、【特別寄稿】刑の一部執行猶予制度についての解説、京都弁護士会刑事弁護ニュース 58号、2012年4月1日

6. 研究組織

(1)研究代表者

森久 智江 (MORIHISA, Chie)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：40507969